

令和5年度 防災と観光データ相互連携による住民
と訪問者を繋ぐポータルサイト事業

業務仕様書

令和5年10月

和歌山県 すさみ町

目 次

1. 総則	1
1.1. 業務名称	1
1.2. 業務の概要および、目的.....	1
1.3. 調達範囲（調達対象となる業務）	1
1.4. 契約期間	1
1.5. 見積範囲（見積対象となる業務）	1
2. 業務内容	1
2.1. 前提事項	1
2.2. 基本方針	2
2.2.1. データ連携基盤システムの初期導入.....	3
2.2.2. データ連携基盤の構築.....	3
2.2.3. 地域活動イベントお知らせサービスの初期導入.....	3
2.2.4. 地域活動イベントお知らせサービスの構築.....	3
2.2.5. 研修実施および、マニュアル整備	5
2.2.6. 観光分野/防災分野に関する住民アンケートの実施.....	5
2.3. 関連事項	6
2.3.1. 非機能要件について	6
2.3.2. プロジェクト実施体制.....	7
2.3.3. プロジェクト管理.....	7
2.3.4. 機密保持.....	7
2.3.5. 調整及び、協議.....	7
2.3.6. その他の留意事項.....	8
2.4. 納品事項	8
2.4.1. 納品物（成果物）	8
2.4.2. 納品場所（提出場所）	8
2.4.3. 納品期限（提出期限）	8
2.4.4. 支払条件.....	8
3. その他特記事項	8

1. 総則

1.1. 業務名称

令和5年度 防災と観光データ相互連携による住民と訪問者を繋ぐポータルサイト事業（以下、「本事業」という）

1.2. 業務の概要および、目的

本町の課題は、南海トラフ等の大規模災害発生時における住民及び観光客への防災情報を効率的かつきめ細かく実施する手段が現状不足していることである。

本事業は、住民及び観光客への効率的かつ、きめ細かな情報伝達と、住民と訪問者の交流機会の促進を目指し、自治体や町内事業者が「人」の力で実施する業務の一助となることを目的として、住民と訪問者が、平時・有事共に活用できるポータルサイトを構築する。

1.3. 調達範囲（調達対象となる業務）

- (1) データ連携基盤システムの初期導入
- (2) データ連携基盤の構築
- (3) 地域活動イベントお知らせサービスの初期導入
- (4) 地域活動イベントお知らせサービスの構築
- (5) 研修実施および、マニュアル整備
- (6) 観光分野/防災分野に関する住民アンケートの実施

1.4. 契約期間

- (1) 契約締結日から令和6年2月29日まで

1.5. 見積範囲（見積対象となる業務）

- (1) 「1.3 調達範囲（調達対象となる業務）」で記載した業務

2. 業務内容

2.1. 前提事項

以下に、想定しているシステム構成図を示す。赤色の点線で囲った部分が本事業で構築対象とする範囲である。本仕様書に記載する要件を全て満たす構成を各自設計し、その後の開発、運用保守を見据えたうえで、本業務を実施すること。

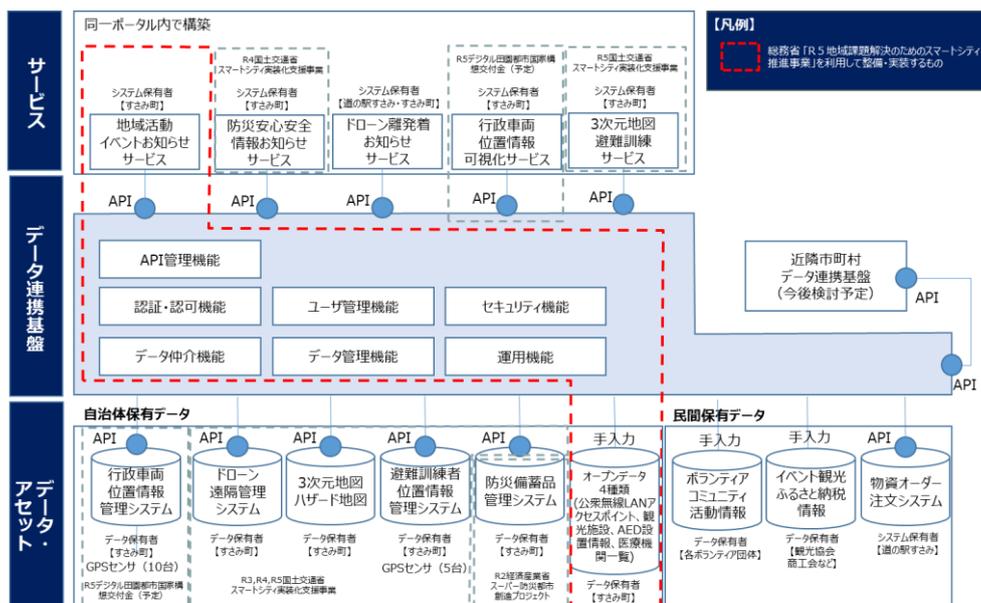


図1 システム構成図

2.2. 基本方針

本業務における基本方針は以下のとおりとし、受託にあたっては、これらに準拠した内容とする。

- ・行政や民間の有する様々なデータの集積・共有・活用を可能とするデータ連携基盤を構築する。
- ・データ連携基盤は、内閣府「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期／ビッグデータ・AI を活用したサイバー空間基盤技術のアーキテクチャ構築ならびに実証研究事業」による「スマートシティリファレンスアーキテクチャ・ホワイトペーパー」（以下、「ホワイトペーパー」という）に準拠した構成とする。詳細については、ホワイトペーパーを参照すること。
- ・データ連携基盤は、デジタル庁が一般社団法人データ社会推進協議会（DSA）を通じて無償提供するデータ仲介機能（推奨モジュール）、または、これに準拠した機能を活用すること。
- ・データ連携基盤で利用するソフトウェアは、他の自治体で導入稼働実績があるものに限る。

例）自治体においてデジタル田園都市国家構想交付金事業などで利用された実績等。

- ・地域活動イベントお知らせサービスは、R6年度以降、サービスへのアクセス数等の利用状況に応じて、サービス利用料の見直しができるサービスであること。
- ・データ連携基盤及び、地域活動イベントお知らせサービスは、将来性を考慮したシステム稼働環境を実現し、システム全体として導入後、5年以上利用可能な構成とする。
- ・データ連携基盤及び、地域活動イベントお知らせサービスの提供形態は、インターネット上で提供されるクラウドサービス等の利用を前提とし、柔軟なリソース拡張を可能とする構成とする。
- ・受託者は、個人情報やその他業務実施上取り扱う個人情報以外の秘密を含む情報についての適切なセキュリティ対策を講じることとし、すさみ町の実施するプライバシー影響評価（PIA）に協力すること。

- ・外部からの脅威に対する適切なセキュリティ対策を講じること。
- ・令和6年度以降、データ連携基盤が実装したAPIはすさみ町HPにオープンAPIとして公開するとともに、スマートシティ官民連携PFサイト上にそのURLを公開可能であること。
- ・受託者は、データ連携基盤及び、地域活動イベントお知らせサービスを構築するにあたり、使用する機材等において、サプライチェーンリスクを考慮した調達を実施すること。

2.2.1. データ連携基盤システムの初期導入

クラウドシステム上に、データ連携基盤システムの専用の環境を用意すること。

2.2.2. データ連携基盤の構築

ホワイトペーパーに準拠したデータ連携基盤を構築する。

(1) データ連携基盤の搭載機能に関する要件

- ・「2.1 前提事項」の「システム構成図」で示した各種機能を搭載すること。

(2) データ連携基盤に接続するサービス

- ・「地域活動イベントお知らせサービス」を接続すること。
- ・詳細は、「2.2.4. 地域活動イベントお知らせサービスの構築」を参照すること。

(3) データ連携基盤に接続するデータ・アセット

- ・すさみ町が所有する4種類のオープンデータを接続すること。

(表1 すさみ町が所有するオープンデータ)

対象データ	データ提供元	データ形式
公衆無線 LAN アクセスポイント	すさみ町	CSV
観光施設 (※ 現在、整備中)	すさみ町	CSV
AED 設置情報 (※ 現在、整備中)	すさみ町	CSV
医療機関一覧 (※ 現在、整備中)	すさみ町	CSV

- ・上記4種類のオープンデータを登録する仕組みを構築し、データ連携基盤と連携すること。
- ・連携したオープンデータは、必要に応じてデータ整形・蓄積を行い、API 経由にて、「地域活動イベントお知らせサービス」上で可視化・管理できるようにすること。

2.2.3. 地域活動イベントお知らせサービスの初期導入

クラウドシステム上に、地域活動イベントお知らせサービスとして専用の環境を用意すること。

2.2.4. 地域活動イベントお知らせサービスの構築

地域活動イベントお知らせサービスは、SaaS によるデジタルマップを導入し、デジタルマップ上

に地域活動イベントやお知らせ等を表示する、データ連携基盤と連携したポータルサイトを構築する。

(1) デジタルマップ上で表示・管理する情報

・すさみ町内の下記情報を表示・管理できること。

① ボランティア・コミュニティ情報

・ボランティア活動やコミュニティ活動を行う場所（位置情報またはエリア情報）をマップ上にアイコンで表示する。

・アイコンをクリックすると、下記の詳細情報を同一画面上に表示する。

- a. 観光客や移住希望者が参加可能なボランティア団体の活動情報
- b. 住民のコミュニティ情報
- c. ボランティア団体の HP など、外部サイトへのリンク情報

② イベント・観光情報

・イベントを開催する場所や観光スポット（位置情報またはエリア情報）をマップ上にアイコンで表示する。

・アイコンをクリックすると、下記の詳細情報を同一画面上に表示する。

- a. 住民、観光客向けのイベント情報
- b. 住民、観光客向けの観光情報

③ ふるさと納税情報

・ふるさと納税ができる場所（位置情報）をマップ上にアイコンで表示する。

・アイコンをクリックすると、下記の詳細情報を同一画面上に表示する。

- a. ふるさと納税ができる施設情報

④ オープンデータによる施設設備情報

・すさみ町が所有するオープンデータ（「2.2.2 データ連携基盤の構築」 - 「(3) データ連携基盤に接続するデータ・アセット」を参照）の位置情報をマップ上にアイコンで表示する。

・アイコンをクリックすると、オープンデータに関する詳細情報を同一画面上に表示する。

(2) ポータルサイトの搭載機能に関する要件

ポータルサイトは、以下の機能を搭載すること。

① 表示機能

・マップ上に表示された情報に対して、以下の操作ができること

- a. 同一マップ上で、複数種類の情報を閲覧できること。
- b. マップ上に表示されたアイコンの表示・非表示が切り替えられること。
- c. 「ボランティア・コミュニティ情報」と「イベント・観光情報」に関しては、

表示条件を指定して、マップ上のアイコンの表示・非表示を切り替えられること。

② 管理機能

- ・マップ上に表示する情報に対して、以下の操作ができること。
 - a. 情報の登録・変更・削除ができること。
 - b. 情報の公開・非公開が切り替えられること。
 - c. 情報を公開する前に、プレビュー機能で事前確認ができること。
- ・マップ上に表示するアイコンは、2種類のタイプを登録できること。
 - a. 位置情報タイプ
マップ上で任意の位置情報（経度・緯度）を設定する場合のアイコン。
 - b. エリア情報タイプ
マップ上で任意の形（点、線、多角形）を設定する場合のアイコン。

(3) その他の要件

- ・ポータルサイトの構築にあたっては、Mapbox、OpenStreetMap、地理院地図などのデジタルマップを活用すること。
- ・ポータルサイトは、専用アプリのダウンロードやインストール、ユーザー登録を行うことなく、利用できること。
- ・本業務で構築したポータルサイトの機能を利用して、R6年度以降、「2.1 前提事項」の「システム構成図」で示した他のサービスを実装できるように拡張性のある構成とすること。

2.2.5. 研修実施および、マニュアル整備

- ・データ連携基盤及び地域活動イベントお知らせサービスそれぞれの利用者に対して、用務内容に応じた研修を実施すること。
- ・データ連携基盤及び地域活動イベントお知らせサービスそれぞれの研修で使用する研修テキスト（操作マニュアル等）は、受託者が用意すること。
- ・データ連携基盤及び地域活動イベントお知らせサービスそれぞれの研修内容の詳細及び時期については、すさみ町及び受託者と協議のうえ、決定する。
- ・データ連携基盤及び地域活動イベントお知らせサービスそれぞれの研修は、すさみ町現地にて令和6年2月1日から令和6年2月9日の期間を目途として実施すること。

2.2.6. 観光分野/防災分野に関する住民アンケートの実施

- ・本事業は、表2で示した達成目標（KPI）を設定している。データ連携基盤及び、地域活動イベントお知らせサービスの構築・提供により、各指標で設定した達成目標値を達成できているか測定・検証するため、住民へのアンケートを実施する。

(表2 本事業の達成目標 (KPI))

	指標	事業終了年度 (R5 年度) の達成目標値	現状値
1	町全体のイベント情報を把握しやすいと	60%以上 (町民アンケート (n>40))	未計測

	感じる割合（観光分野）		
2	地元住民が災害から安心・安全な町だと感じる割合（防災分野）	50%以上（町民アンケート（n>40）） *スマートシティ施策を実施していない為、現状値測定とする	未計測

- ・住民アンケートは、受託者が作成し、実施すること。
- ・アンケート内容の詳細及び実施時期については、すさみ町及び受託者と協議のうえ、決定する。
- ・アンケートは、住民40名程度に対して実施すること。
- ・アンケートは、すさみ町現地にて令和6年2月12日から令和6年2月16日の期間を目途として実施すること。

2.3. 関連事項

2.3.1. 非機能要件について

(1) クラウド環境に関する要件

- ・データ連携基盤及び、地域活動イベントお知らせサービスは、クラウド型の利用を前提とし、サーバ機器の設置場所は日本国内とする。また、下表の要件を満たすクラウド環境を選定し、本業務において利用できるよう必要な手続き等をとること。なお、すさみ町役場内に設置場所は設けない。

(表3 クラウド環境の要件)

要件	概要
拡張性	構成されるクラウドサーバーやストレージ等について、必要となる要件に合わせて、リソースの柔軟な構成拡張が可能であること。
可用性	構成される機器やネットワーク等について冗長構成が組まれているなど、耐障害性・可用性が保たれていること。
セキュリティ要件	情報セキュリティポリシーが策定されており、セキュリティに関する体制、情報資産の取扱いに関する規定、インシデント対応、セキュリティに関する第三者認証（ISO/IEC27017、ISMS クラウドセキュリティ認証等）など、セキュリティ対応が行われていること。
バックアップ要件	保管されたデータのバックアップ機能があり、規定されたバックアップ対象について日時バックアップがなされており、データ復旧手法についても確立されていること。
その他	クラウドサービスの利用契約に関連して生じる一切の紛争は、日本国内の裁判所を専属的合意管轄裁判所とするものであること。また、利用規約等が明確化されていること。

(2) 保守性・将来性に関する要件

- ・他の業務システムやサービス提供者のシステムとの連携が可能な拡張性を備えること。

(3) セキュリティに関する要件

- ・データ連携基盤及び、地域活動イベントお知らせサービスは、管理者機能に認証機能を持ち、サービスにおけるデータや情報を送受信する際にはSSL/TLS等を利用し、通信経路の暗号化を行うこと。
- ・システムには、十分な個人情報保護対策及び情報セキュリティ対策を行うこと。
- ・ファイアウォール、ウィルス対策ソフト、ソフトウェア脆弱性対策等、外部からの攻撃に対するセキュリティ対策が施されていること。
- ・ネットワーク構成等の外部からの攻撃目標となりえる情報が漏れないよう対策を取ること。
- ・アクセス集中などの負荷分散対策を取ること。
- ・スマートシティセキュリティガイドラインを参考に適切なセキュリティ対策を実施すること。

(4) ネットワークに関する要件

- ・データ連携基盤及び、地域活動イベントお知らせサービスは、インターネット接続によりサービスを利用できること。

(5) その他

- ・データ連携基盤及び、地域活動イベントお知らせサービスは、一般に幅広く使用されているブラウザ（Microsoft Edge、Google Chrome、Safari等の公表元がサポートしているもの）で操作可能な構成とすること。

2.3.2. プロジェクト実施体制

- ・受託者は、本業務の遂行を確実にする実施体制を確保し、提案時に体制を提示すること。

2.3.3. プロジェクト管理

- ・「1.4 契約期間」に示す期間までに本業務が完了するようにスケジュールを立案し、業務ごとのスケジュールを提案の上、納品すること。
 - ・スケジュールに従って作業を実施・管理すること。
 - ・スケジュールの変更が必要となる場合は、事前にすさみ町と協議し、承認を得ること。
 - ・必要に応じて進捗報告等を実施し、すさみ町に対し報告及び作業内容の説明・協議を行うこと。
- なお、説明および協議は、すさみ町役場にて対面で行う。

2.3.4. 機密保持

- ・受託者は、業務遂行上知り得た個人情報及び、すさみ町の機密事項について、本業務の実施に関連する目的のみに利用するものとし、契約履行期間中または契約終了後を問わず、第三者に漏えいしないこと。

2.3.5. 調整及び、協議

- ・受託者は、業務実施にあたり、必要に応じて調整・協議を実施すること。

2.3.6. その他の留意事項

- ・システムの停止を伴う作業は、すさみ町と協議の上、実施すること。

2.4. 納品事項

2.4.1. 納品物（成果物）

(1) 構築業務成果物

- ① データ連携基盤を構築し、利用可能な状態で提供すること。
- ② 地域活動イベントお知らせサービスを構築し、利用可能な状態で提供すること。
- ③ 構築業務完了報告書を提出すること。

印刷物 原本 2 部

電子媒体（Word 形式） 記録媒体 1 部

④ 操作マニュアル（電子媒体（PDF 形式））

⑤ その他アンケート結果など職員の指示するもの一式（指示内容の対応可否は別途協議とする。）

⑥ 実績報告書を提出すること。

印刷物 原本 2 部

電子媒体（Word 形式） 記録媒体 1 部

2.4.2. 納品場所（提出場所）

〒649-2621 和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見 4 0 8 9

すさみ町役場 地域未来課

電話：0739-55-4801（直通）

2.4.3. 納品期限（提出期限）

令和 6 年 2 月 29 日

2.4.4. 支払条件

完了検査後、速やかに請求書を提出（請求書受領後 30 日以内に支払予定）

3. その他特記事項

・本業務は、総務省情報通信技術利活用事業費補助金（令和 5 年度 地域課題解決のためのスマートシティ推進事業）を受けて実施するものであることから、受託者は、関係する書類等を、業務が終了した年度の翌年度から起算して 5 年間は事務所に保管しておくこと。

・補助事業の完了する日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年以内の間、補助事業により整備した設備等の運用状況及び当該設備等に係る収益状況を報告しなければならない。当該報告に当たっては、運用状況として、実績報告書の事業結果説明書に記載した事業終了後 5 年間における導入したシステムの利用状況等に関する目標の達成状況、補助事業終了後の運用において得られた知見、その他の地域において参考とすべき情報について報告するものとなっており、この報告に関して本事業終了後も必要に応じ協力すること。

- ・本事業の実施にあたり必要となる関係資料等については、すさみ町より受託者に貸与するものとする。
- ・成果物の所有権及び使用権は、すさみ町に帰属するものとする。ただし、本事業開始以前に既に受託者で保有するシステム及びサービス等は含まないものとする。
- ・外注様式等の提出については、要精算経費について、履行完了等のために要した経費に関する内訳を示した外注様式及びその他の証拠書類を、業務完了後速やかに提出するものとする。
- ・第三者の権利侵害については、本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら本町の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、本町は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねるなどの協力措置を講じるものとする。
- ・賠償責任については、本事業遂行中に受託者がすさみ町並びに第三者に損害を与えた場合は、直ちにすさみ町にその状況及び内容を連絡し、すさみ町の指示に従うものとする。損害賠償等の責任は受託者が負うものとし、速やかに処理するものとする。
- ・本仕様書に定めのない事項が発生した場合及び、疑義が発生した場合は、すさみ町と受託者で協議の上、定めるものとする。